

## 申請等に必要な図書及び部数

次の表の左欄に掲げる申請等の種類ごとに、同表の右欄の部数の申請書等（添付図書等を含む。）を揃えて提出してください。

申請等の種類		申請書等（添付図書等を含む。）の部数	
		正本	副本
認定申請又は変更認定申請（次項の変更認定申請を除く。）			
(1) 認定申請書、変更認定申請書（※2）	確認書（※1）又はその写しの添付がある場合（ただし、添付図書は登録住宅性能評価機関の確認印等があるものに限る。）	1部	1部
	住宅性能評価書（※1）又はその写しの添付がある場合（ただし、添付図書は登録住宅性能評価機関の確認印等があるものに限る。）	1部	1部
	上記以外	1部	2部
(2) 確認申請書、計画変更申請書（法第6条第2項の申し出があるときは(1)に併せて提出してください。）		1部	2部
一戸建て住宅等の譲受人を決定した場合又は区分所有住宅の管理者等が選任された場合における変更認定申請 ○ 変更認定申請書		1部	1部
承継承認申請 ○ 承認申請書（※3）		1部	1部
軽微な変更の届出 ○ 軽微な変更届出書（※2）		1部	1部
建築の完了報告 ○ 建築完了報告書（※4）		1部	—
取りやめの申出 ○ 取りやめの申出書（※5）		1部	—
申請の取下げ ○ 取下届出書		1部	—
許可申請 ○ 許可申請書（※6）		1部	1部

※1 この資料において「確認書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定により交付された当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された書面をいい、「住宅性能評価書」とは、同条第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書をいいます。

※2 認定申請、変更認定申請（一戸建て住宅等の譲受人を決定した場合又は区分所有住宅の管理者等が選任された場合における変更認定申請を除く。）、軽微な変更の届出の際は、認定申請の根拠条項及び確認書等の添付の有無に応じ、次の表に掲げる書類を提出してください。

必要な書類	法第5条第1項から第3項		法第5条第4項又は第5項 (区分所有住宅)		法第5条第6項又は第7項 (既存)	
	確認書等		確認書等		確認書等	
	有	無	有	無	有	無
① 申請書又は届出書（下記のうちいずれか一つ）						
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）別記第1号様式「認定申請書」	△	△				
省令別記第1号の2様式「認定申請書」			△	△		
省令別記第1号の3様式「認定申請書」					△	△
省令別記第3号様式「変更認定申請書」	△	△	△	△	△	△
富山県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（令和4年富山県規則第1号。以下「規則」という。）様式第1号「軽微な変更届出書」	△	△	△	△	△	△
② 設計内容説明書		○		○		○
③ 付近見取図	○	○	○	○	○	○
④ 配置図	○	○	○	○	○	○
⑤ 仕様書（仕上げ表を含む。）		○		○		○
⑥ 各階平面図	○	○	○	○	○	○
⑦ 用途別床面積表	○	○	○	○	○	○
⑧ 床面積求積表	○	○	○	○	○	○
⑨ 2面以上の立面図	○	○	○	○	○	○
⑩ 断面図又は矩計図	○	○	○	○	○	○
⑪ 基礎伏図		○		○		○
⑫ 各階床伏図		○		○		○
⑬ 小屋伏図		○		○		○
⑭ 各部詳細図		○		○		○
⑮ 各種計算書		○		○		○
⑯ 機器表		○		○		○
⑰ 状況調査書	○	○	○	○	○	○
⑱ 工事履歴書					○	○
⑲ その他認定に必要な図書等	○	○	○	○	○	○

（注1）「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しをいいます。

（注2）変更認定申請又は軽微な変更の届出にあっては、申請書及び添付図書等は変更に係る部分のみ

要します。

(注3) 確認書等を添えて法第5条の規定による認定の申請(法第8条第1項の規定による変更の認定の申請を含む。)をして認定を受けた認定長期優良住宅の軽微な変更(住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの基準に係るものに限る。)に係る届出にあつては、登録住宅性能評価機関が交付する軽微変更該当証明書を添付してください。

(注4) 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第1項及び第3項の規定に基づき富山県が定める図書について」(別紙4)第2に定める不要と認める図書は添付を要しません。

(注5) ⑦・⑩は、一次エネルギー消費量等級を適用させる際に必要な図書となります。

(注6) ⑰は、増改築基準を適用する際に必要な図書となります。

※3 承認申請書には、地位の承継の事実を証明する書類(登記事項証明書又は売買契約書の写し等)を添付してください。

※4 建築完了報告書には、検査済証の写し(完了検査が不要の住宅にあつては、工事監理報告書の写し又は工事完了写真)を添付してください。

※5 取りやめの申出書には、次の図書を添付してください。

① 法第7条の規定による認定通知書の原本

② 認定計画実施者であることを示す書類(認定計画実施者が個人の場合は、運転免許証等の本人確認書類。認定計画実施者が法人の場合は、担当者の社員証等。)の写し

※6 許可申請書には、次の図書を添付してください。

① 付近見取図

② 配置図

③ 各階平面図

④ 床面積求積図

⑤ 2面以上の立面図

⑥ 2面以上の断面図

⑦ 地盤面算定表

⑧ その他知事が必要と認める図書又は書面